

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(略) (育児休業の期間等) 第4条 (略) 2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、<u>子が1歳6箇月(第5項の申出にあつては2歳)になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない</u>場合に原則として、子が1歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。 (削除) (削除)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(略) (育児休業の期間等) 第4条 (略) 2 契約職員及び非常勤職員の育児休業は、<u>次の各号のいずれにも該当する</u>場合に原則として、子が1歳に達するまでを限度として申出のあった期間とする。 <u>(1) 引き続き雇用された期間が1年以上あること</u> <u>(2) 子が1歳6か月(第5項の申出にあつては2歳)になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと</u></p> <p>(略)</p>	<p>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号、令和3年6月9日公布)の施行に伴い、契約職員及び非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上あること」という要件を廃止するための改正</p>